

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月5日(月)午前9時30分から午前10時26分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治

推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出について

(2)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<事務局 小松>

開会に先立ち、新村職務代理から他出席者にえごまパウダーを使用した「ちんすこう」をいただいたため、机前にお配りいたしました。新村職務代理におかれましては、ありがとうございました。

<赤羽事務局長>

おはようございます。週間天気予報では、1週間雨の日が続くということで、本日も雨でお足元の悪い中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。先日のえごま移植作業も、農繁期中、それぞれの農業に関わっている皆さんがお忙しい中でのご参加、ありがとうございました。お陰様で無事移植をすることができました。それでは、農業委員会総会を進めさせていただきたいと思えます。開会を新村職務代理よろしく願いいたします。

(開会)

<新村職務代理>

皆さん、おはようございます。梅雨で大変お足元の悪い中お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。課長が言われました通り、梅雨で雨がしっかり降って、また各地で災害が発生しています。また、えごま栽培の方もこの梅雨でしっかり草も出ると思いますが、協力し合って皆で頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願い致します。大変どうもご苦労様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

3番の瀬戸委員さんと4番の原委員さん、よろしくお願い致します。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの A さんが所有いたします、

大字上島字渡戸…番、地目は畑、面積450㎡を、

大字上島…番地…にお住まいの B さんが無償で譲り受けるものです。

譲渡人の A さんは、相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定のないことから、申請地北側にお住まいで、以前から貸借にて耕作されていた B さんが、申請地を譲り受け、引き続き耕作したいということであります。

農地取得後の農業経営面積は22アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

ただ今、事務局の方から説明していただいた通りであります。過日、一ノ瀬委員さんと立ち会いました。譲受人の B さんの自宅に隣接する畑でありまして、行った当時は耕作はされていませんでしたけれども、境界等もはっきりしておりますので、特に支障はないと思います。よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

岡谷市長地柴宮…丁目…番…号にお住まいの C さんが所有いたします、

大字伊那富字山下…番…、地目は畑、面積597㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの D さんが取得するものです。

譲渡人の C さんは、町外にお住まいで、高齢のため、耕作ができないことから、申請地北側で耕作されている D さんが、農業経営拡充のため、申請地を取得し耕作したいということであります。

農地取得後の農業経営面積は40アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

6月13日に行政書士の Eさんと原委員、私の3名で現地にて立ち会いました。現地は、今村の国道より入った山との間にある場所でした。境界は明確であり、横に1.8mの側道と思われる道もあります。問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら申し上げます。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<山田事務局次長>

所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいの Aさんが所有いたします、

大字伊那富^{おおみちうえ}字大道上…番…、地目は畑、面積14㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの Bさんが取得し、住宅敷地^{ひさし}(庇)の拡張の申請であります。

申請部分は既に Bさんが住まれている住宅の一部であるため、事実上追認の許可という形になります。

理由といたしましては、譲受人の Bさんの既存住宅の北側の隣接地を、所有者である Aさんが測量するにあたり、Bさんとともに土地の境界立会をしたところ、Bさんの既存住宅の2階屋根の庇^{ひさし}の一部が申請地へ出ていることが判明しました。内容から、故意ではないことが伺えますので、追認という形で申請を受けました。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、C及びDがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

ご報告いたします。この件につきまして、6月12日に譲受人の Bさん、それから福島会長、私と現

地で立ち会いを行いました。こちらは、先ほど事務局からも説明がありましたが、既に居住されています住宅(地番:……)の底がこの申請地にかかって建築されているということで、これについては先ほど事務局の方からもありましたが故意ではないということで、追認という形でいかがということで、確認をして参りました。ここは、住宅地、周辺は家庭菜園の畑となっておりますのでそれも含めてご報告し、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計4件、9筆、面積は6,028㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、非農地の承認について1～2番朗読】

議案書の訂正：9頁合計面積の内訳田；1,024㎡→1,964㎡

<山田事務局次長>

1番、非農地証明書の交付申請であります。地図は4ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします

大字伊那富字北湯舟…番、地目は田、面積940㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は約30年前の災害により水路が崩壊し、水田としての利用ができなくなったことから、平成5年頃までそばの耕作を試みましたが、鳥獣被害により耕作をあきらめたため、原野化しており、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、今後農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員に現地をご確認いただいております。

<原委員>

実は、この申請を受けたのは5月で、5月に行ってきました。場所は、地図の通り B の山すその木が茂っている所です。それで、ここは今説明があったように水路が崩壊してしまって田んぼとしては使えないということで、頼さんも努力をしていたようですけども、今回こういうことで非農地の申請をお願いしたいということでした。それで、今回申請が2か月延びてしまったのは、実は A さんも悪気があったとは思わないんですけど、その上に土が色々盛られていたりしたので、その辺を事務局と相互に大丈夫かなということを確認したということで、2か月かかりました。そういう意味で大丈夫だと思います。前後しないようには、A さんにお話しておきました。よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、非農地証明書の交付申請であります。地図は5ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいの A さんが所有いたします

大字平出…番…、地目は田、面積289㎡および、

大字平出…番…、地目は田、面積83㎡および、

大字平出…番…、地目は田、面積318㎡および、

大字平出…番…、地目は田、面積334㎡

について申請がありました。

理由といたしましては、申請地の内、平出…番…につきましては、昭和56年頃に近隣の町工場が建設された際、山林を切り崩して出た残土が置かれたため、農地としての形態が失われ、その後昭和60年に建築された A さんの自宅の庭として20年以上使用されてきた経過があります。

残りの3筆は平成18年7月の豪雨災害により、隣接する河川が氾濫し、水田が被害に遭い、その後整地はしたものの、農地に復元するのは容易ではないという経過があります。いずれの農地も、今後農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。

この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員に現地をご確認いただいております。

<新村職務代理>

5月22日に A さん夫妻と古村推進委員、私の4人で現地確認を行いました。この平出…と…、…の3箇所は平成18年7月の豪雨災害の時にこのすぐ横、…と…の間を B 川という川が流れているんですけど、この…と…のすぐ横に JR の中央東線が走っていきまして、一

段高い所へ川があつてトンネルになっていたんです。そのトンネルに土石流によって流されてきた流木がからんでしまつて、それで土砂が田んぼに入り込んでしまいました。そんなわけで、あと復旧工事のために土場としても使用されたようですけども、整地をした後も石や砂利が多く残つてしまひ、農地として使用することができなくなつてしまつたということです。それで、……については雑種地として草刈りをして駐車場にしたり、薪を置いたりして使用していますけれども、……につきましては、何にも使用できないということでした。……につきましては、ちょっと傾斜になっていますけれども家続きでしたので、庭として使用するようになり、もう木が植えられてとても立派な庭になっていました。そんなわけで、農地としては使用できないということです。それから、……につきましては、自宅よりも一段下の所で田を作っていたようですけども、先ほどの事務局の説明にありました通り、昭和56年頃に近く山の際に工場ができた時の残土を埋め立てて、そして自宅と同じ高さに埋め土をしたそうなんですけれども、そのために水の確保が難しくなつて農地として使用できなくなり、自宅続きの庭として使用しているようです。そんなわけで、非農地として承認していただきますようよろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宇治推進委員>

念のため確認ですけど、平成18年災害は激甚指定になっているよね。国の国庫補助を94%使えるんだけど、ここは対象外だったということだね。

<赤羽事務局長>

対象にはなるんだけど、農地の場合は個人が申請しないと被害の復旧ができないものですから、本人が申請を諦めてしまつたということです。激甚は最後になるものですから、こちら側からの説明は大損の負担がかかりますよという説明を最初にしてしまうんです。そうすると、半分以上自分が持ち出すとなると、現地へ行つたんですがだいぶひどい状態で、最終的には今おつしやつたような公立の補助になるので、やつたとすればそれなりの持ち出しも少なくなつたと思うんですけど、本人からの申請が取り下げられていたという状態だったような気がしています。

<宇治推進委員>

ありがとうございました。

<福島会長>

その他ありますか。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

ございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の10ページの通りであります。
- (2) 認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用について、1件、議案書の同じく10ページ、地図は6ページをご覧ください。農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置については、許可不要案件となりますが、辰野町農業委員会では事業計画書等の書類を提出していただくことになっています。

大字澤底字道下…番…、地目は田、面積1618㎡のうち4㎡を、

C が、携帯電話用無線基地局建設のため、コンクリート柱を建設し、無線機、電源設備を設置いたします。

いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○令和3年度農地パトロール日程について(事務局 小松)

→今年度の農地パトロール実施期間は9月1日～17日までの予定。

前年度の日程実績資料を参考に、同じ担当地区委員同士で話し合い、農業委員のみに配布した日程連絡票を7月21日までに事務局へ提出していただきたい。来月総会時に、確定した日程表の配布と農地パトロール実施要領等の説明を行う予定。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 小松)

→事務局より資料に基づき説明。

<赤羽事務局長>

1件目、2件目につきまして、地区担当委員の中から進捗状況等また情報として委員の皆さんでお話しておいた方が良くないかなということがありましたら、ここで話していただけたらと思います。

れど、何かありますか。

<宮島推進委員>

現地を確認したんですけれどね、田んぼの地目になっているんですけれど、あそこは全部畑になっていて、土も良い土になっているという話で、今話し合っているのですが、まだ見つかりません。

<赤羽事務局長>

他は、よろしいでしょうかね。

<古村推進委員>

Aさんの件ですが、この間Aさんのお家へ今田んぼを作っている方と一緒に伺いして貸借の用紙を渡してきたんですけれども、また電話が来まして、またちょっと貸すことができるか分からないという変な話になっておりまして、またAさんの所にお伺いしてその件についてお話をしてこないといけないかなと思っています。これは、Bさんが管理を依頼されていたんですけれども、Bさんが管理しきれないということで、これをCさんをお願いをしたんですね。この件でAさんに連絡をしなかったために、他の人からよその人が田んぼを作っているという話を聞いて、役場の方に連絡がいったわけです。このところをまたBさんとも話をしたんですけれども、逃げられてしまって、またちょっと振り出しにもどったような感じです。今のところ以上です。

<新村職務代理>

今のAさんの田んぼの件ですけれど、本当に古村委員さんと耕作してくださるCさんと3人で行って、そしてちゃんと説明をして書類もお渡ししてその時は納得してくださったんですね。それで、田んぼの方はすっかりCさんに任せてやっていただけるものと思っていたら今古村さんからそういう話があったものですから、ちょっとびっくりしました。畑の方も、2筆ありまして、1筆がAさんのお宅続きの畑と、それからDのすぐ北側にもE沿いに1筆ありまして、6月28日に現地を確認してから、誰か借りたい人がいれば何とかしなくちゃいけないんだけど、ちょっと平出のことがよく分らないものですから、平出区長をお願いに行きました。そうしたら、区長さんがよく知っていて、Dの北側の田んぼは息子さんが草刈りをしているんだけれどなという話だったんです。それで自宅のすぐ横も、場所を確認に行った時にはちょうど奥さんが草を取りに来ていらして、もう高齢だから管理できないしどなたかにやってもらえばという話だったものですから、私ももう一度確認と思って、その3人でAさんの所に行った時にAさんに確認をしました。そうしましたら、Dの北側の畑は息子が管理しているからいいと言うんですね。すぐ自宅の横には、1軒住んでいる家があって、すぐ横にまだ1軒家があって、その続きに畑がありまして、そうしたらその古い家と畑を近所の方が売って欲しいという話があるから、農業委員会の方は白紙にして欲しいということで、話が変わってしまって難しいなあと思いますけれども、また農業委員の方にも話がありました

ら何とかしなくちゃいけないなと思っています。以上です。

<赤羽事務局長>

1件目につきまして、今お話しいただいた様に大変良い農地ということで良い耕作者が見つかってこれば良いかと思います。

2件目につきましては、なかなか話的な部分がこじれない方向で持っていければと思っていますので、よろしく願いいたします。

他は、よろしいですかね(→意見なし)。

この3件については、そういうことで進めさせていただきます。

○農地中間管理事業の PR パンフレット配布について

→農業開発公社の方よりいただいた資料を配布。農地相談活動等を行う際の参考資料として活用していただきたい。

○委員報酬支給・控除明細書の配布について

→今年度4月～6月分の委員報酬を6月 30 日に指定された口座に振り込みをした。配布した明細書にて確認をしていただきたい。

○SBC ラジオ「いい JA ん！信州」における農業者年金の解説・PR 活動実施日程について

→資料に基づき説明。ご都合がつく方は、ラジオをお聞きいただき、農業者年金の推進活動に活かしていただきたい。

○全国農業新聞オンライン講座「スタディあぐり」の開講について

→資料に基づき説明。全国農業新聞を1年以上購読されている方や無期限の新規申込者は、受講料が無料となるため、関心のある方はご活用いただきたい。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について ※古村推進委員長より

→6月22日の移植作業に参加されなかった委員の方は、次回の作業日までの間に各自都合が良い時に草取り作業をしていただきたい(連絡は不要)。

次回の作業は、7月21日(水)16時から土寄せ作業を行う予定(その後、暑気払いを行う予定)。21日が雨天の場合は、26日(月)9時に順延する。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:8月4日(水) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

ご審議ありがとうございました。短時間で済んで良かったと思っております。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印